

市政記者各位

福岡県南広域水道企業団が筑後川からの取水量を3%制限

昨年8月以降の少雨傾向による筑後川水系ダムの貯水率低下に伴い、本日（2月16日）、国等による第2次渇水調整が行われました。調整事項に基づき、当企業団では下記の2項目について渇水対策を進めていきます。

1 取水制限の実施

令和6年2月17日より、筑後川からの取水量を3%制限します。

なお、筑後川からの取水制限により不足する分は、予備水源から補てんするため、当面は構成団体[※]への送水に影響を与えることはありません。

2 啓発活動の強化

国や県などの関係機関及び構成団体と連携した広報活動により、水の利用者に対して、なお一層の節水への協力を呼びかけます。

※ 福岡県南広域水道企業団の構成団体 8市3町1企業団（9市4町）
久留米市・大川市・筑後市・柳川市・大牟田市・八女市・朝倉市・みやま市
大木町・広川町・筑前町・三井水道企業団(小郡市・久留米市北野町・大刀洗町)

【問合せ先】

福岡県南広域水道企業団
企画財政課長 西岡隆之
久留米市荒木町白口55番地
(TEL) 0942-27-1561